

## 様式第1号

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第2回 所沢市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成26年7月2日(水) 午後6時から午後8時まで
開 催 場 所	市役所高層棟3階 301会議室
出席者の氏名	星野 泉、三上 誠、浅見 茂樹、伊藤 麻絵、梅本 晶絵、木村 裕一、小松田 和記子、高柳 進、藤田 由紀子、増田 和高
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議 題	(1)(仮称)市民参加等に関する条例について(素々案) (2)その他
会 議 資 料	資料1 所沢市自治基本条例推進委員会規則 資料2 所沢市自治基本条例パンフレット 資料3 市民参加等に関する条例についての提言
担 当 部 課 名	経営企画部長 中村俊明、経営企画部次長 平田 仁、 政策企画課長 鈴木哲也、政策企画課主幹 林誠、 政策企画課副主幹 平栗正之、政策企画課主任 中村順史 経営企画部政策企画課 電話 04(2998)9027

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>( 1 ) ( 仮称 ) 所沢市市民参加等に関する条例について ( 素々案 )</p> <p>事務局からの説明の後、星野委員長の進行により議事が進められた。</p> <p>( はじめに、事務局より、有効な参加の手法を考えるため、早稲田大学学生を対象に実施したグループインタビューの概要を報告した。 )</p> <p>グループインタビューの後で学生に確認したところ、やはりこれまで市との接点がなかったので、自分が参加することに対する実感が無いという意見が聞かれた。自分にプラスになることや自分の力が活かせるというものであれば参加したいとのことであった。</p>
委員	<p>市の情報公開の手法についてはどうか。</p>
委員	<p>市でもHP等を活用しており、学生はインターネットを日常的に使用しているが、市政に関する情報まで行きつかない。自らは取りにいかないという状況である。</p>
委員	<p>まちづくりへの参加について意見を伺ったとのことだが、まちづくりという表現の共有化は図れていたか。</p>
事務局	<p>学生には、自治会の活動や防犯、ボランティア等も含めてまちづくりであると伝えたところである。それでも自分たちには縁遠いという印象であった。</p>
委員長	<p>まちづくりというとハード面の整備のことをイメージしがちであるが、町内会の活動に参加するなど、地域への関心全体を含めてまちづくりということになるかと思う。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>学生たちにとっては、地域の活動というのが何をすることなのかイメージが付きにくいということがあるのではないか。</p>
委員	<p>若者のまちづくりへの参加については、自身の若い頃を思い出してみると、やはり難しいことだと感じる。学生は学業に勤めるのが本分であり、まちづくりまで考えられないのは当然ではないか。それをいかにこの委員会の場で参加しやすい仕組みづくりを考えていくことが必要だと感じる。</p> <p>また、グループインタビューの対象者として早稲田大学の学生を選んだようだが、学生には地方から上京してきている人も多いだろう。そうした人と所沢で生まれ育ってきた人では意見が異なるのではないかと思う。</p>
委員	<p>成人のつどいなどの場で、若者に市政に対する意識を持ってほしいと伝えているが、なかなか伝わらないという実感である。</p>
委員	<p>今回の対象となったのは20歳を過ぎている学生ということであったが、選挙権のない子どもたちのほうが市政への関心が高いのではと感じる。そうした子どもたちの意見を汲み取れるような仕組みをつくる必要があると感じている。</p>
委員長	<p>市に対して意見表明するのは高齢者がやはり多い。そこに若者をどう取り込んでいくかというのは難しい。</p> <p>（事務局より、（仮称）所沢市市民参加等に関する条例について（素々案）の概要報告）</p>
委員長	<p>第1章の【用語の定義】のなかで、「子ども」については、小学</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>校就学の始期から満18歳に達するまでの者としている。このことについて意見はあるか。</p> <p>（意見なし）</p>
委員長	<p>では、第2章の【市民参加の方法】についてであるが、事務局から市民参加手続きの組み合わせルールが提示されている。この件に関して意見はあるか。</p>
事務局	<p>事務局案1のほうは、パブリックコメントが必須となっている。案2のほうは、重要な案件でなければパブリックコメントを必ずしもする必要はない。ルールとしては案1のほうが厳しいものである。また、「その他、市の機関が適当と認める手続き」については、先ほど報告したグループインタビューなど、様々な新しい手法を取り入れていきたいと考えている。</p>
委員長	<p>少し表現がわかりにくくなっているので、条例の案を作成される際には気をつけていただきたい。</p> <p>同じく第2章で【子どもの市政への参加】についての記載があるが、これについて意見がある方はいるか。</p>
委員	<p>子どもの参加の記述は、条例に対する提言や前回の会議のなかで意見があったものを踏まえて作成されたということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>前回の会議でも委員からイギリスの事例などがあったが、そうした子どもの目線や意見を反映させる仕組みというのはよいことであると思う。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>子どもの参加について記述に至った経緯を伺いたい。</p> <p>というのは、なぜ子どもを市政に参加させる必要があるのかという論理的な背景を用意しておくべきと考えるからである。前回会議で紹介したイギリスの事例で言うと、イギリスではシチズンシップ教育といった、市民を育成することがカリキュラムのなかに組み込まれている。そういった教育面での背景がある。日本ではそれがないなかで、子どもが市政に参加する意義というのを一般市民に説明できるように考えておかなければならない。条文にもそうした記述があったほうが望ましいのではないか。</p>
事務局	<p>子どもの記述については、自治基本条例にて記載されている。本条例のなかで改めてそれを謳う必要はないのではと考えている。</p>
事務局	<p>未来を担う子どもたちの参加を明確に記すべきであるという考えから、この記述に至った。また、そうした提言もいただいているところである。他の自治体の市民参加条例では、大人の参加についての記述は多くあるが、子どもに対する記述というのは見られない。本条例の特徴的な部分になるかと思う。</p>
委員長	<p>事務局の発言のとおり、本条例のなかで細かく規定するのは難しいと思うが、子どもは地域の宝であるとか将来の有権者であるとか、一言でも足すとよりわかりやすいものになると思うので、検討いただきたい。</p>
委員	<p>【子どもの市政への参加】のなかの「市は、市民参加により出た意見を、市政へ反映させる場合は、子どもへの影響についても配慮するよう努めなければなりません」はどのような意味か。例などあればお示しいただきたい。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>例えば道路を作るといった際に、街全体としてはよいことであっても、子どもの通学上に危険が生じてしまうことがあるといったことにも配慮する必要があるという意味である。</p>
委員長	<p>大人が市政に参加して出た意見が、子どもの生活に与える影響に配慮しろということだと思う。そうすると、この前段までは、子どもの市政への参加を謳っているのに、少し毛色が違うように感じる。</p>
委員	<p>子どもが参加する「市政」というのはどのようなイメージを持っているか。学校やその周りのこと以外のことについては当事者意識がないと思われるので、参加といっても難しいと感じる。</p>
事務局	<p>事務局案のなかの「子どもの生活環境に大きく影響を与える対象事項」が基本になってくるが、市としては、そもそも市政とは何かという点も伝えていきたいと考えている。</p>
委員	<p>文言の調整が今後必要であるにしても、子どもに市政への関心を持ってもらう意味でこのように明文化することはとてもよいことだと感じる。</p>
委員	<p>具体的な参加手法として、各地区にいる子どもからそれぞれ代表者を選出して、その代表者が集い会議を開くということもひとつである。</p>
事務局	<p>第3章のなかでは選挙への参加を謳っている。他の自治体での市民参加条例でもあまり例のないことである。選挙については、参加が自由であることではあるが、選挙は参加の仕組みとしては重要なものであるという認識と、提言にもあったことから明文化したものである。この点についても本条例の大きな特徴になるうかと思う。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>これまで直接的な参加について記載されていたなかに、間接的な参加についての記述があるということで毛色が異なるものではあるが、市としては、選挙は大事なものであるという認識と、投票率が低いという問題意識から明文化したものである。</p>
委員長	<p>選挙への参加は個人の判断に委ねられる部分である。このところの記述については、強制的なものにならないよう語尾の表現などに配慮する必要がある。</p>
委員	<p>第3章の【まちづくりへの参加の推進】のところだが、第2章まではまちづくりとは市政への参加についての記述だったのに対し、ここでは地域活動への参加に特化しているように感じられる。位置づけが異なることがもう少しわかりやすく伝わればと考える。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、第2章までは市が何かするときには市民の参加を取り入れるという内容のものであるが、第3章では市民が自らまちをよくしていこうというもので、主語自体がそもそも違う。条文での書き方は工夫したい。</p>
委員	<p>第4章における【市民参加の状況の公表】においても、公表の対象は地域活動についても含まれるのかがわからない。また、第1章の【用語の定義】のなかで、共助については時間・お金・労働のほかにも知恵という言葉を入れれば、より参加を促せるのではないか。</p>
委員長	<p>条例素案を策定する際には、文言の整理をしていただきたい。</p>
委員	<p>第2章の【市民参加の方法】の手続きについて、 から と記載があるが、それぞれの違いがわからない。</p>
委員	<p>こうした見た感覚・意見というのはすごく大事である。おそらく</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員長	<p data-bbox="459 293 1353 383">一般的な市民が感じる印象というのと同じなんだろうと思う。これを念頭に進めていかないといけないと感じる。</p> <p data-bbox="459 465 1353 555">それでは、次回の会議に向けて、今回議論になった部分など、ご意見を各委員のなかで整理しておいていただきたい。</p> <p data-bbox="469 638 639 674">（２）その他</p> <p data-bbox="488 696 611 732">特になし</p> <p data-bbox="1299 752 1362 788">以上</p>